

銀行法に基づくAPI利用契約の条文例 (概要資料)

オープンAPI推進研究会

1. 条文例制定の趣旨(1)

- 平成29年5月26日に銀行法等の一部を改正する法律が成立した。法施行後は、銀行等と電子決済等代行業者(以下、「電代業者」という。)間での電子決済等代行業に係る契約の締結が義務化される。
- 契約の内容はあくまで銀行等と電代業者間で個別に定めるものではあるが、契約内容に関する論点整理を行い両者間で共有することは、
 - ー オープン・イノベーションの推進(契約にかかるコミュニケーションコストの軽減)
 - ー セキュリティ水準の確保(API接続に当たって電代業者が対応すべき事項の目安の提示)
 - ー 利用者保護(銀行等と電代業者における利用者保護態勢の確立)
 - ー 銀行等と電代業者間のAPI接続に係る契約締結事務の効率化

に資するものであり、オープンAPI促進の観点から有益と考えられることから、本研究会において、銀行と電代業者双方の意見を踏まえた論点整理を行い、その内容の取りまとめを行った。

- 本書は、銀行法第52条の61の10の契約締結義務に基づき、銀行及び接続事業者の早期契約締結に資するために作成された一案であり、本条文例に則り締結することを強制するものではなく、双方の合意に基づき本条文例と異なる条項で合意することを妨げるものではない。

1. 条文例制定の趣旨(2)

オープンAPIのあり方に関する検討会報告書(2017年7月)

「APIの機能や連携するデータの種類・秘匿性等に応じたリスクベース・アプローチにもとづいて、利用者利便と利用者保護のバランスを踏まえた、銀行分野のオープンAPI(バンキングAPI)におけるセキュリティ対策および利用者保護に関する基本的な考え方のとりまとめ」

金融機関とFintech企業等の協働・
連携を通じたオープン・イノベーション
の促進

セキュリティ水準の確保および利用者
保護

課題：複数銀行、電代業者間での契約締結事務の効率化

オープンAPI推進研究会(実務者級)における議論

銀行法に基づくAPI利用契約の条文例

2. 条文例

第1条	目的	第13条	連鎖接続先
第2条	定義	第14条	禁止行為
第3条	本APIの利用等	第15条	使用停止
第4条	使用許諾料	第16条	秘密保持義務・機密保持義務
第5条	本API連携の開始	第17条	データの取扱い
第6条	認証とトークン	第18条	反社会的勢力の排除
第7条	接続事業者の義務	第19条	有効期間
第8条	不正アクセス等発生時の対応	第20条	解約・解除
第9条	障害等発生時の対応	第21条	契約終了時の措置
第10条	利用者への補償	第22条	権利義務等の譲渡禁止
第11条	モニタリング・監督	第23条	準拠法及び管轄
第12条	免責	第24条	誠実協議

3. 銀行法における契約締結義務との関係

銀行法第52条の61の10 第2項
～電代業者と銀行間の契約で定めなければならない事項～

①銀行と電代業者との賠償責任の分担に関する事項



第10条

②電代業者が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置



第7条第5項、第6項
第17条

③電代業者が②の措置を行わない場合に銀行が行うことができる措置



第7条第5項、
第20条第3項第1号、
第4項第1号

④連鎖接続先が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために電代業者が行う措置



第13条第5項

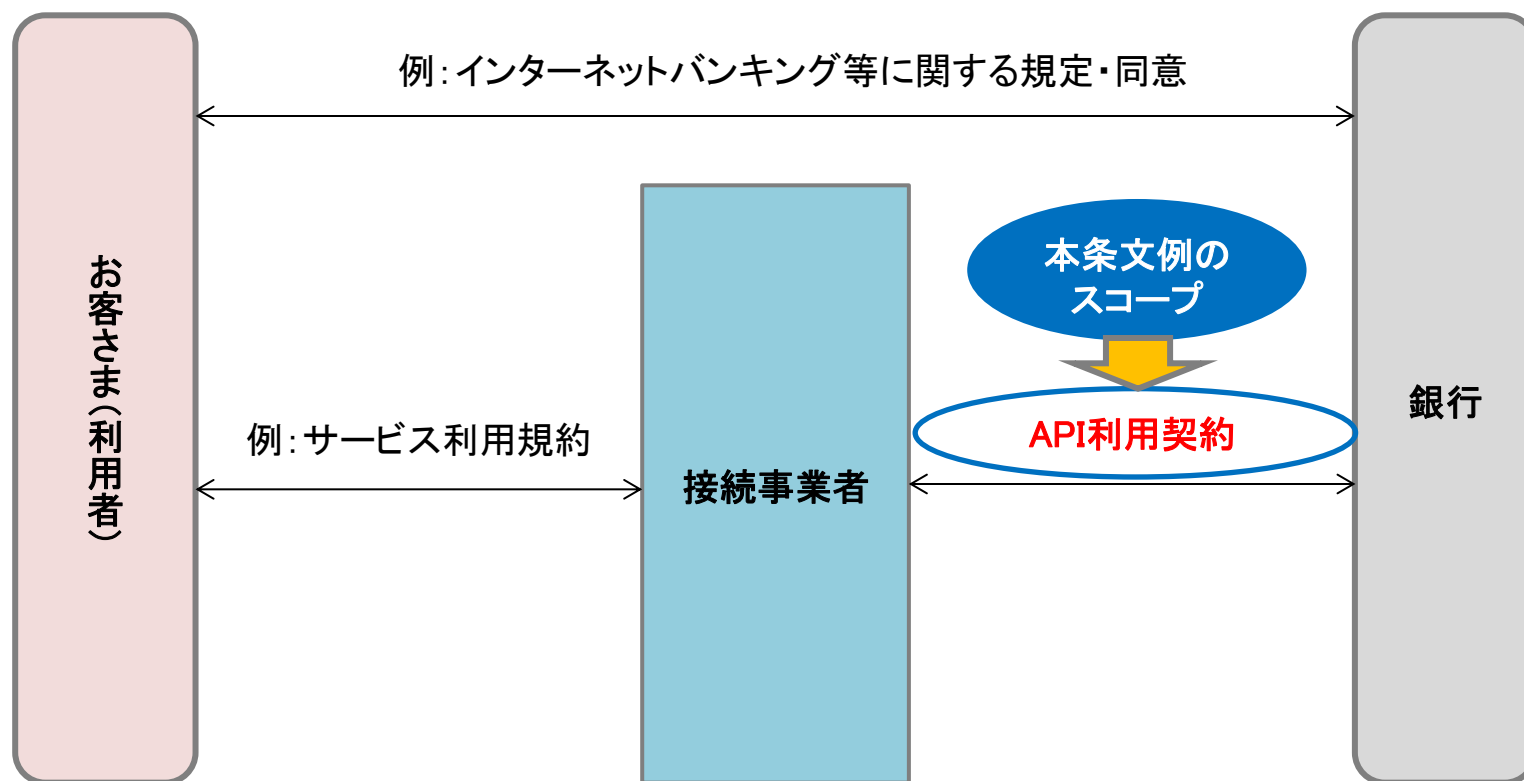
⑤電代業者が④の措置を行わない場合に銀行が行うことができる措置



第13条第5項、
第20条第3項第1号、
第4項第1号

4. 概要 ①第1条 目的

本契約は、銀行が指定する銀行のサービスの利用者が、接続事業者の提供するサービスを通じて銀行のサービスを利用できるようにするために、銀行が接続事業者に本APIの非独占的な使用を許諾し、接続事業者が本APIを使用して利用者に接続事業者のサービスを提供することについて、使用条件その他の基本的事項を定めることを目的とする。



4. 概要 ②第2条 定義

(14) 本サービス

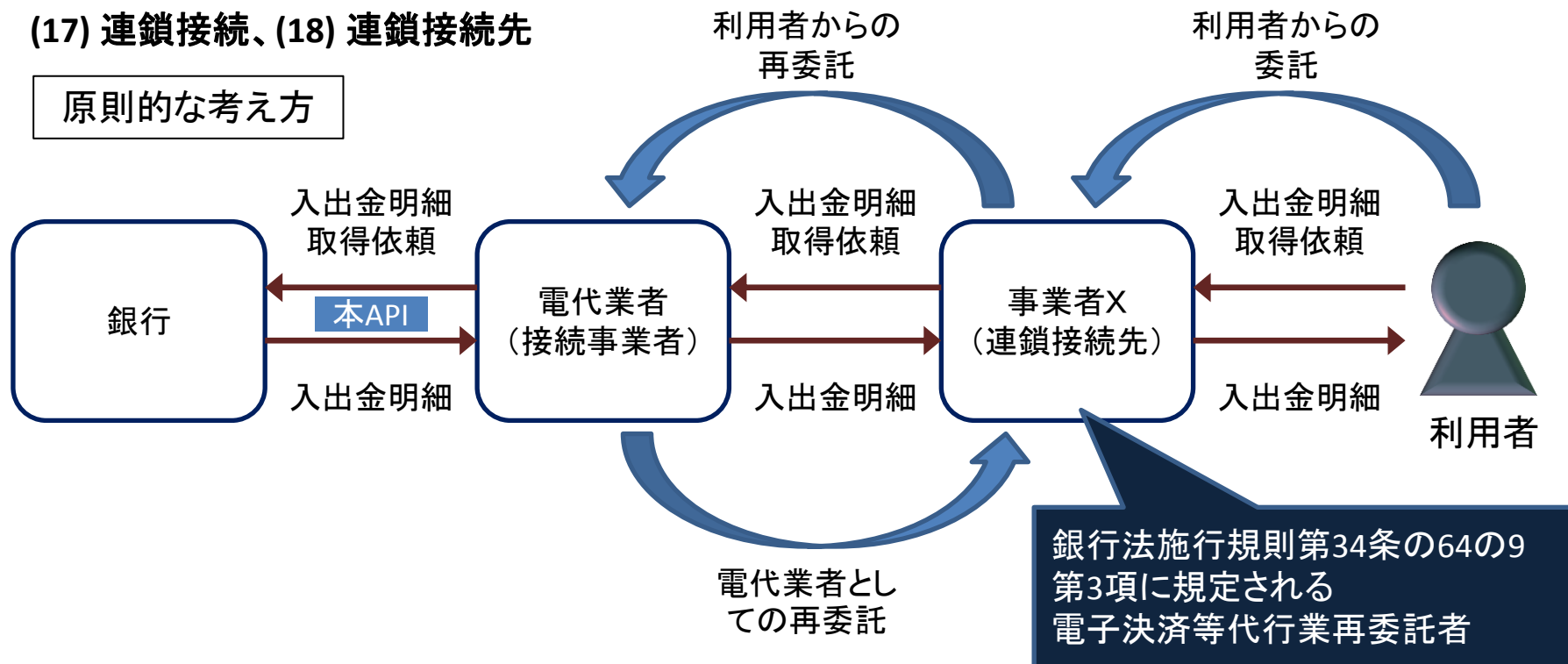
「本サービス」とは、接続事業者が本APIを用いて利用者に対し提供するものとして別紙に定めるサービスをいう。

⇒データの利用範囲(第17条)、接続事業者の義務等(第7条等)

⇒本サービスに関して接続事業者にかかる義務の中には、必ずしも本サービスの全体に一律に適用する必要がないと考えることも可能なものも含まれ得る。

(17) 連鎖接続、(18) 連鎖接続先

原則的な考え方



4. 概要

③第3条 本APIの利用等

第1項 非独占的な使用許諾

第2項 API仕様の変更

第3項、第4項 第三者との共同実施及び連携

接続事業者は、本サービスの全部若しくは一部又は本APIの使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させてはならない。



ただし、以下の場合は第三者との共同、連携可

- 連鎖接続
- 銀行の承諾を得た場合（別紙として定めることも可）
- 利用者が接続事業者から利用者情報を取得するために使用するソフトウェアを第三者が開発すること、及びかかるソフトウェアを利用者が使用すること

第5項 第三者への委託

接続事業者は、本サービスの全部若しくは一部又は本APIの使用を第三者に委託する場合、セキュリティチェックリストに記載されているときを除き、銀行に[事前に]通知するものとする。

第6項 知的財産権

4. 概要 ④第4条～第6条

第4条 使用許諾料

- ✓ 本条文例による整理の対象外
- ✓ 条文例では、「別途定める」としている

第5条 本API連携の開始

- ✓ セキュリティチェックリスト
- ✓ 銀行が定める基準の充足を確認
- ✓ 接続試験
- ✓ 契約内容の公表
- ✓ API連携の開始

第6条 認証とトークン

- ✓ 銀行が利用者の本人認証手続等を行い、接続事業者にトークン等を付与
- ✓ 接続事業者がトークン等の管理責任を負う
- ✓ 銀行はトークン等の使用があった場合で特段の事情のないときは利用者本人からの指図による使用であるとみなす

4. 概要

⑤第7条 接続事業者の義務

第1項 利用規約

→利用者との間で、本サービスの方法及び内容に関し、利用規約を定めて利用者の同意を得るものとし、利用規約の内容を銀行に[事前に／事後遅滞なく]通知する。

第2項 誤認防止

→本サービスにおいて虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならない。

第3項 問合せ窓口の設置

→接続事業者は、本サービスに関する利用者[及び連鎖接続先]からの苦情、問合せ等に対応するため、問合せ窓口を設置し、銀行に通知するとともに、公表する。

第4項 サービス利用環境等の整備

→本APIを経由して銀行システムにアクセスするために必要な利用環境の準備、維持は、接続事業者の費用と責任において行う。

第5項、第6項 セキュリティ

→セキュリティチェックリスト、銀行の定める基準に沿ったセキュリティの維持。

第7項 サービスの提供

→接続事業者は、自らの責任において本サービスを提供する。

4. 概要 ⑥第8条 不正アクセス、第9条 障害等

第8条 不正アクセス等発生時の対応

第1項

不正アクセス等の発生又はその可能性を認識した場合の相手方への報告

第2項

実施可能な対策の実施、原因究明。銀行によるAPI連携の制限、停止

第3項

相手方に対する情報開示

第4項

アクセスログの記録及び保持

第9条 障害等発生時の対応

第1項

本API連携、本サービスの継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由発生時の相手方への報告

第2項

損害軽減措置の実施と相手方に対する情報開示

第3項

監督官庁への報告時の相互協力

第4項

復旧措置

4. 概要

⑦第10条 利用者への補償

(1) 本サービスに関して利用者に損害が生じたとき



本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、接続事業者が利用規約に従い、損害を賠償または補償。



本サービスに関する損害は、接続事業者が窓口となり対応



接続事業者が賠償又は補償した場合であって、損害が専ら銀行の責めに帰すべき事由によるときは、接続事業者は銀行に求償可能。損害が双方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、誠実に協議の上銀行と合意した額を銀行に求償可能。



上記の場合であって、損害が銀行又は接続事業者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、損害に係る負担について誠実に協議。

(2) 本サービスに関する利用者の損害が預金等の不正払戻しに起因する場合



全銀協のインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申合せにおける補償の考え方にに基づき、接続事業者が利用者に補償。

(3) 銀行が利用者に生じた損害を賠償若しくは補償する場合



銀行は、本銀行機能若しくは本APIに関して生じた損害を賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な理由で判断して本サービスに関して生じた損害を賠償若しくは補償した場合、(1)の2点目、3点目と同様の要件のもとで、接続事業者に求償可能。



なお、利用者に生じた損害が専ら本APIの開発過程又は運用における銀行の責めに帰すべき事由によって発生したことが、当該損害の発生時ないしその直後に明らかとなり、双方が合意した場合は銀行が直接利用者に対して賠償又は補償を行うことが合理的。

4. 概要 ⑧第13条 連鎖接続先

第1項 連鎖接続の開始

接続事業者は、連鎖接続先の名称、連鎖接続の内容、開始時期その他予め両当事者が合意した事項を銀行に[事前に]通知することにより、連鎖接続を行うことができる。



事前又は事後の通知により連鎖接続先を追加できる。

ただし、連鎖接続先それぞれの管理体制の事前確認、連鎖接続先の先の連鎖接続先において不適切な連鎖接続が行われる可能性の確認等を行う必要がある場合等、銀行の事前承諾を必要とすべき場合もあり得る。

第2項 利用者の同意

第3項 連鎖接続の停止、終了

第4項 連鎖接続先に適用される接続事業者の義務

接続事業者は、連鎖接続先に対し、本契約第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、本条、第14条、第16条、第17条及び第18条における接続事業者と同等の義務を負わせ、連鎖接続先の費用と責任においてこれを遵守させる。

第5項 連鎖接続に対して接続事業者が行うべき措置、当該措置が講じられない場合の銀行の取り得る措置

第6項、第7項 接続事業者の連鎖接続先との連帯責任

4. 概要 ⑨第14条～第16条

第14条 禁止行為

- ✓ API使用許諾に係る禁止事項
- ✓ レピュテーションリスクの観点からの禁止事項
- ✓ 銀行の禁止事項

第15条 使用停止

- ✓ 定期的な保守のための停止とセキュリティ対策の臨時の停止
- ✓ 停止に係る利用者への周知

第16条 秘密(機密)保持義務

- ✓ 利用者情報については16条ではなく、3条の第三者への連携、13条の連鎖接続、17条のデータの取扱いに従って扱う。
- ✓ 本APIの仕様や銀行システムに関する情報等が守秘義務の対象となる。

4. 概要 ⑩第17条 データの取扱い

第1項 利用者情報の取扱いにおける個人情報保護法等の遵守

第2項 利用者情報の利用範囲

接続事業者は、利用者情報を本サービスのためにのみ使用するものとし、本APIによる銀行への指図の伝達は本サービスの遂行過程のみで行うものとする。



本サービスは、第2条において「別紙」において双方で合意。利用者情報の範囲も別紙記載内容によって範囲が定まる。

第3項 本サービスの追加、変更

接続事業者は、本サービスに新たなサービスを追加し又は本サービスを変更しようとするときは、銀行に対して事前に通知を行うものとする。銀行は、当該通知を受けてから●営業日の期間内に限り、接続事業者に対して異議を述べることができるものとする。銀行が当該期間内に異議を述べなかった場合には、当該通知に従って、新たなサービスが本サービスに追加され、又は本サービスが変更されるものとする。



銀行は、接続事業者のセキュリティ、利用者保護、本サービスの提供又は経営状況が銀行の定める基準を満たすかどうかを判断する必要があるため、本サービスの追加や変更によって本契約の前提に変更が生じることもなるため、これらの趣旨を踏まえ、銀行は異議を述べるができることとしている。

4. 概要 ⑪その他

第18条
反社会的勢力の排除

第22条
権利義務等の譲渡禁止

第19条
有効期間

第23条
準拠法及び管轄

第20条
解約・解除

第24条
誠実協議

第21条
契約終了時の措置

5. 条文例に関するリンク集

- 「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」に対するパブリックコメントの結果

<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180530.html>

※ 本条文例の活用にあたっては、上記パブリックコメント結果も参照すること。
なお、関係するパブリックコメント結果は、条文例の別紙において抜粋している。

- オープンAPIのあり方に関する検討会報告書

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/detail/nid/8261/>